

# 平成31年度 奈良県公立学校教員採用候補者障害者特別選考 個人面接(模擬授業)実施案内

## 1 実施方法

出願した「校種・教科等」において、次の表中に示す学習指導要領の内容により、模擬授業を行ってください。

## 2 模擬授業について

- (1) 模擬授業は、個人面接の最初の10分間で行います。
- (2) 模擬授業は、必ずしも導入の部分を行う必要はありません。途中の展開の部分やまとめの部分の授業を行っても構いません。10分経つと終了の指示をしますので、指示するまで続けてください。
- (3) 面接官を児童生徒として、授業を行うことはできません。
- (4) 面接をする教室には、ホワイトボード、ホワイトボードマーカー（黒・赤・黄）を備えています。
- (5) 模擬授業に持ち込み可能なものは、模擬授業に関するメモ（注1）1枚のみとし、教具や掲示物等の持ち込みは不可とします。但し、一部の教具の持ち込みなどの配慮を必要とされる場合には、願書の配慮希望欄に具体的に記入してください。後日、許可する内容について連絡します。
- (6) 模擬授業終了後の面接では、模擬授業についての質問も行います。

（注1）模擬授業に関するメモ

- ・ 用紙は、A4サイズに限ります。
- ・ 内容は、指導案や板書計画、教材等のコピー等、自由とします。
- ・ 提出は不要です。模擬授業の評価の対象にはしません。

校種・教科 (科目)等	模擬授業で扱う学習指導要領の内容
小学校	【小学校学習指導要領（平成29年告示） 算数 第2 各学年の目標及び内容 第5学年(P.82)】 2 内容 A 数と計算 (4) 分数に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (イ) 整数の除法の結果は、分数を用いると常に一つの数として表すことができることを理解すること。
中学校・国語	【中学校学習指導要領（平成29年告示） 国語 第2 各学年の目標及び内容 第3学年(P.36)】 2 内容 〔思考力、判断力、表現力等〕 A 話すこと・聞くこと (1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 自分の立場や考えを明確にし、相手を説得できるように論理の展開などを考えて、話の構成を工夫すること。
中学校・数学	【中学校学習指導要領（平成29年告示） 数学 第2 各学年の目標及び内容 第3学年(P.73)】 2 内容 A 数と式 (2) 簡単な多項式について、数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (イ) 既に学習した計算の方法と関連付けて、式の展開や因数分解をする方法を考察し表現すること。
中学校・理科	【中学校学習指導要領（平成29年告示） 理科 第2 各分野の目標及び内容 第2分野(P.91・92)】 2 内容 (5) 生命の連続性 生命の連続性についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 生命の連続性について、観察、実験などを行い、その結果や資料を分析して解釈し、生物の成長と殖え方、遺伝現象、生物の種類の多様性と進化についての特徴や規則性を見いだして表現すること。また、探究の過程を振り返ること。
高等学校・数学	【高等学校学習指導要領（平成21年告示） 数学 第5 数学B(P.61)】 2 内容 (1) 数列 簡単な数列とその和及び漸化式と数学的帰納法について理解し、それらを事象の考察に活用できるようにする。 イ 漸化式と数学的帰納法 (イ) 数学的帰納法 数学的帰納法について理解し、それを用いて簡単な命題を証明するとともに、事象の考察に活用すること。
特別支援学校	【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年告示） 中学部 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校 数学(P.59)】 2 内容 (2) 長さ・重さなどの単位が分かり、測定する。

（注） 表中で示しているページ数は、**文部科学省より発行されている学習指導要領**（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）のページ数を表しています。